

日立市耐震改修促進計画【令和4年度～令和7年度】(素案)に関するパブリックコメント

1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 令和4年2月21日(月)から令和4年3月7日(月)まで(15日間)
- (2) 公開資料 日立市耐震改修促進計画【令和4年度～令和7年度】(素案)
- (3) 閲覧方法 市ホームページへの掲載、市内公共施設への印刷物配架(本庁、支所、図書館、交流センター及び日立駅情報交流プラザ)
計35か所
- (4) 周知方法 市ホームページ、市報(2月20日号)

2 結果について

- (1) 意見の提出状況

人数	意見数
7人	13件

- (2) 意見の提出方法

回収箱	メール	FAX	持参	郵便	合計
7	-	-	-	-	7

- (3) 提出者の属性

区分	総数	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	未回答
男	5	-	-	1	-	-	2	1	-	1
女	2	-	-	-	-	1	-	-	-	1
計	7	-	-	1	-	1	2	1	-	2

- (4) 意見の分類

NO.	分類	件数
1	耐震化の普及啓発等の取組について	3件
2	耐震診断及び耐震改修に係る補助制度について	1件
3	耐震化の総合的な安全対策等	2件
4	空き家対策の推進について	3件
5	その他	4件
合 計		13件

提出された意見とその意見に対する市の考え方について

- (1) 下表の「意見の内容」欄は、原則として提出された意見を原文のまま掲載していますが、長文の場合は、原文の趣旨を変えない範囲で要約しています。
- (2) 「反映状況」欄には、次の4つの区分を掲載しています。
- A 意見反映：意見を反映し、素案を修正したもの
- B 趣旨含む：素案の中に、既に意見の趣旨が含まれているもの
- C 今後検討：素案は修正しないが、今後の個別計画策定や予算編成に当たって検討課題とするもの
- D その他：単なる質問等

No.	該当ページ	意見の内容	反映状況	市の考え方
1		貸家、アパート等のオーナーに工事の必要性や一時立ち退きの場合の補助について	D	現在、貸家やアパート等に対する耐震化や一時立ち退きに対する補助制度はございません。 参考までに、アパートなどの共同住宅の耐震化率は、令和3年度時点における推計値では99.5%であり、比較的高い耐震性が確保されている結果となっております。
2	5, 16	<p>日立市の耐震改修促進計画素案を見させていただきました。H7阪神・淡路大震災、H23東北地方太平洋地震等々、どんなに大きな災害でも、時が経つと記憶が薄れるものでございます。</p> <p>P5 第2章の耐震化の現状と目標の中で、(2)普及啓発の取組に「通学路沿道のブロック塀等の安全パトロールを実施した。」と有りますが、安心、安全で登校出来る様な状況なのでしょうか。</p> <p>孫が小学校に通っているのも、とても気がかりです。防災の資格を持っている者としても、パトロールを兼ねて、近所を散歩している所です。</p> <p>担当部署の皆様の日常のお仕事、お疲れ様です。過去の大震災をムダにしない力強い計画を願っております。</p> <p>建築指導課の皆様の力量をチームワークで是非とも、発揮する様、期待しております。</p>	B	<p>通学路沿道のブロック塀等の安全パトロールは、毎年実施しておりますが、ご意見のとおり、危険ブロック塀が散見されるのが現状です。</p> <p>今後も、安全パトロールを実施しながら、危険ブロック塀の所有者に対して、助成制度の案内と併せて、除却等の改善を行うよう指導してまいります。</p>

No.	該当ページ	意見の内容	反映状況	市の考え方
3	2	法的な強制力がありますか？	D	耐震改修促進法により、次の建築物は耐震診断を行い、その結果を市に報告することが義務付けられていますが、これ以外の建築物については、法的な拘束力はありません。 (1) 多数の者が利用する建築物のうち、特定の用途かつ一定以上の規模を有するもの (2) 茨城県耐震改修促進計画で定めた道路の沿道の建築物で、一定以上の高さを有するもの
4	15	(1) 丁寧な住民説明会を実施して下さい。 (特に高齢者や費用等について) (2) 高齢者や次世代のない人々への説得方法は。	B	市は、これまでと同様に継続して相談窓口を開設するとともに、補助制度等の支援策の情報提供を行ってまいります。 また、高齢者や後継者のいない方についても、個別訪問などで耐震化に関する意識啓発を行うとともに、住宅の耐震化を進める上での問題点を把握しながら、耐震化の促進に努めてまいります。
5	13, 15, 16	地震災害に強いまちづくりの実現のため、耐震化は必要と考えますが、戸建て住宅において、耐震性が良い悪いの判断基準はあるのでしょうか。一般の人は判らないと思います。住宅においては耐震化が進んでいるようですが、どのような手続き、手順により耐震化されるのでしょうか。 我が家も何もしていないが、耐震上問題があるか心配です。特にブロック塀が。	D	市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対して、「安全・安心・住まいる助成事業」により、耐震診断及び耐震改修工事等に係る費用の一部を助成していますので、耐震化をお考えの方は、都市政策課住政策推進室まで、お問い合わせください。 また、ブロック塀についても、除却等の改善を行う所有者に対して、「危険ブロック塀等改善事業補助」により、費用の一部を助成していますので、改善工事をお考えの方は、建築指導課まで、お問い合わせください。
6	16	大変意義のある計画だと思います。特に、空き家対策の推進は、最近、空き家がとて多いので良いと思います。	B	市では、空家等対策の推進に関する特別措置法や日立市空家等の推進に関する条例に基づき、今後も、管理不全な空き家の解消や利活用の促進等の観点から、総合的な空き家対策を推進しながら、建築物の耐震化を促進してまいります。

No.	該当ページ	意見の内容	反映状況	市の考え方
7	12	<p>「日立市耐震改修促進計画」とは詳しくわかりません。</p> <p>でも、「地震災害に強いまちづくりを目指す」とはとても心強いと思います。</p> <p>私は地震に関する備え等は、何もしてきませんでした。</p> <p>あの東日本大震災以来ですね。周りの人達も何らかの備えはしている様です。</p> <p>ここ数年、どこの学校の耐震工事が終わった等と聞く事があります。</p> <p>また危険な通学路のブロック塀を直すのに、市から補助が出るという記事を見たことがあります。地区長さん達が、通学路に危険なブロック塀がないか調べながら歩いていました。</p> <p>あの様な大きな地震がこれから来ない事を望みますが、備えは大事ですね。</p> <p>この計画は東日本大震災前に策定されたそうですね。</p> <p>地震による建築物の倒壊から、市民の生命や財産を保護することを目的として作られたという事で、私も無関心さを反省して、個人で出来る事を考え様と思います。</p>	B	<p>建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、ご意見にもありますように、まず、建築物所有者が自らの問題として捉え、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。また、地震による建築物の被害等が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないという認識のもと、耐震化に取り組む必要があります。</p> <p>今後は、本計画を基に市民の皆様と共に安心して生活できるまちの実現に向けて、建築物の耐震化の取組を一層進めてまいりますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
8	16	<p>耐震改修促進として市とテレビ番組が連携したほうがよい。建築士とね。</p>	B	<p>地震災害に対する備えや建築物の耐震化を促すため、テレビや市報、ホームページなどの様々な媒体を活用しながら、市民に分かりやすく情報発信したいと考えております。</p>

No.	該当ページ	意見の内容	反映状況	市の考え方
9	16	<p>耐震に対しての施策がかなり高いものと認識致しました。</p> <p>個人的に気になりますのが、建物の天井、外壁、看板などの落下であります。建物の倒壊は無くとも、大きな建物の天井部は非常に気になる所です。</p> <p>人を守る為の建物が牙をむくのは、宜しくありません。</p> <p>東日本大震災で、初期の交通の妨げになったものは、塀や瓦の路上への散乱であった。通行不能部分を避け、何とか交互通行で水や食料の調達に走り回りました。</p> <p>近年でも塀の倒壊で若い命を奪った、他県の例があります。経年劣化に、地震、風雨などによる二次的な力が加わり、被害を出すものと知られています。</p> <p>当事者に認識して頂いても、行動して頂くのは難題ではありましよう。</p> <p>是非、力強い働きかけをお願いしたいものです。</p>	B	<p>地震発生時においては、建築物の倒壊だけでなく、附属する看板や外壁、ガラス等が落下したり、空港の乗降ロビーなど大規模空間の天井が脱落する事故が報告されています。</p> <p>市は、建築基準法に基づく、定期調査報告制度などの情報を活用し、対象建築物を把握しながら、耐震対策の実施を指導していきます。</p>
10	16	<p>(1) 川上地区において空き家が多く、地震災害時に倒れてしまいそうな空き家が多い。耐震改修補助金とか使い、空き家を建て直してほしい。</p> <p>(2) 市が行政代執行して改修工事を。空家とかね。</p>	B	<p>空き家の管理については、所有者自らが行うことが基本となっております。現在、市では「空き家利活用促進事業」として、空き家の解体やリフォームに係る費用の一部を補助しております。</p> <p>また、そのまま放置すれば倒壊し保安上危険となるおそれのある状態の空き家については、法令に基づき、市が行政代執行により除却等を行います。</p>
11	16	<p>小学校だけではなくて空き家、道路も含めて改修工事をした方が良い。</p>	B	<p>管理不全な空き家の解消や利活用の促進等の観点から、総合的な空き家対策を推進するとともに、建築物の耐震化を促進していきます。</p> <p>また、道路の維持管理については、日常的な維持管理及び長寿命化の推進等の取組と併せて、整備の優先性を見極めながら、計画的に進めてまいります。</p>

No.	該当ページ	意見の内容	反映状況	市の考え方
12	17	青葉台、堂平等、山側の団地に対する地滑りはどの様に検討していますか。	D	大地震による大規模盛土の滑動崩落の危険性を把握するため、ご質問の団地も含めて、市内に存在する造成地の安全性について、調査・確認に取り組んでおります。
13		電柱やケーブルが道路脇設置してあるが、危険性や不便性は。 (ケーブルの地下工事の検討はしていますか。)	D	電線地中化は、都市防災の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保等につながる施策として重要ですが、沿線住民や電力・通信事業者等の関係機関との合意形成や整備コストが高いなどの課題もあります。 今後は、これらの課題の整理とともに事業の実施について検討してまいります。